

公表日:2024年11月30日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	58.5%
正社員	63.1%
パート・有期社員	92.2%

対象期間：令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

正社員：期間の定めのない常勤雇用の職員

パート・有期社員：期間を定めて雇用している、短時間又はフルタイムの職員

差異についての補足説明：

全労働者のうち、医師は現在男性労働者のみであり、職種による賃金の差異が男女の賃金の差異として現れている。

正社員のうち、医師は現在男性労働者のみであり、職種による賃金の差異が男女の賃金の差異として現れている。